

## 歯科保健医療対策に関する協定書

一般社団法人高知県歯科医師会、国立大学法人高知大学、国立大学法人徳島大学、学校法人高知学園高知学園短期大学及び高知県（以下「5者」という。）は、高知県民の健康長寿と地域社会の発展等に寄与するため、次のとおり、歯科保健医療対策（以下「南海トラフ地震対策をはじめとする災害時の歯科保健医療対策」を含む。）における相互の連携を強化するための協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、高知県民が安心して健やかで心豊かな生活ができるよう、高知県内の歯科保健医療対策における課題に対して、地域の実情を踏まえ、5者が相互連携を強化して、適切に対応することを目的とする。

### （相互連携事項）

第2条 5者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。  
（1）高知県歯と口の健康づくり基本計画に関すること。  
（2）医科・歯科連携事業及び災害時の歯科保健医療対策など、5者が相互に連携して実施する事業に関すること。  
（3）うえの（1）及び（2）に関することを実施するために要する知的・人的・物的資源の協力に関すること。  
（4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （守秘義務）

第3条 5者は、本協定に基づく活動において、5者の内いずれかの者より知り得た秘密事項について、それ以外の者に対し、開示又は漏洩してはならない。また、5者以外の第三者に対しても、開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに、5者のいずれからも、特段の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めない事項について定める必要があるときは、別途、5者で協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、5者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年 7月28日

一般社団法人高知県歯科医師会長

国立大学法人高知大学長

国立大学法人徳島大学長

学校法人高知学園高知学園短期大学長

高 知 県 知 事